

## 静岡県スポーツ少年団顕彰要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、静岡県スポーツ少年団規程第4条7項に基づく、スポーツ少年団の顕彰について必要な事項を定める。

(顕彰の種類と基準)

第2条 顕彰は静岡県スポーツ少年団本部長名をもって行い、表彰状および感謝状とし、次の基準に該当するものについて行う。

(1) 表彰状

(ア) 永年にわたりスポーツ少年団の発展に貢献し、特に顕著な功績のあるスポーツ少年団

(イ) 永年にわたりスポーツ少年団の指導・育成に貢献し、特に顕著な功績のあった指導者

(2) 感謝状

永年にわたりスポーツ少年団の指導・育成に貢献し、特に顕著な功績のあった指導者

(候補者の推薦)

第3条 候補者の推薦は、別に定める様式により市町体育(スポーツ)協会会長および市町スポーツ少年団本部長が所定の期日までに静岡県スポーツ少年団本部長宛に提出する。

(表彰者の決定)

第4条 表彰者の決定は、静岡県スポーツ少年団顕彰審査委員会にて行う。

なお、静岡県スポーツ少年団本部委員会及び公益財団法人静岡県スポーツ協会総務委員会に報告するものとする。

第5条 本要綱の改正は、静岡県スポーツ少年団本部委員会の承認を得て変更することができる。

附則 1 (1) 本要綱は平成2年9月21日から施行する。

附則 2 (1) 本要綱施行基準は、静岡県スポーツ少年団顕彰要綱施行基準による。

## 静岡県スポーツ少年団顕彰要綱施行基準

この基準は、静岡県スポーツ少年団顕彰要綱施行にあたっての必要な事項について定める。

- 1 第2条(1)および(2)項における永年とは、20年以上登録した団及び指導者をいう。
- 2 第2条(1)項(ア)のスポーツ少年団は、複数の有資格者を有すること。
- 3 第2条(1)項(イ)の対象者は、原則として市町スポーツ少年団の推薦を受けた者で、かつ静岡県スポーツ少年団からは、顕彰を受けたことがない認定員・育成員であること。
- 4 第2条(2)項の対象者は、原則として市町スポーツ少年団または静岡県スポーツ少年団から顕彰を受けた者であること。

### 5 顕彰の数

各市町スポーツ少年団における前年度登録の実績から次のように定める

#### (1) 第2条(1)項(ア)の市町スポーツ少年団

登録単位団数	20まで	1団体
〃	21～50まで	3団体以内
〃	51～100まで	5団体以内
〃	101～150まで	10団体以内
〃	151団以上	13団体

#### (2) 第2条(1)項(イ)の登録指導者

50名まで	1名
51～100名まで	2名以内
101～150名まで	3名以内
151～200名まで	4名以内
(以下同様に50名ごとに1名追加)	

- 6 市町スポーツ少年団は毎年9月1日まで、所定の様式をもって、静岡県スポーツ少年団本部長宛推薦を完了する。
- 7 静岡県スポーツ少年団顕彰審査委員会は、上記推薦書を審査し、静岡県スポーツ少年団本部長が顕彰を行う。
- 8 文部科学大臣表彰については、静岡県スポーツ少年団顕彰を受けた団とする。